

国民生活審議会総合企画部会NPO法人制度検討委員会
中間報告の意見募集要領

1 意見募集の趣旨・目的

特定非営利活動促進法は、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、市民活動団体に簡易な手続きで法人格を取得できる道を開くものとして、平成 10 年 12 月に施行されました。特定非営利活動法人は、その数がすでに 2 万 7 千を超えており、福祉、教育・文化、まちづくりなど、様々な分野での活躍が期待されております。

他方、特定非営利活動法人については、組織の管理運営や情報公開の促進などで多くの課題が残されており、一部には、違法行為等を行う法人も見られるなど、法人制度自体の信頼を損ねるおそれのある事例も現れています。また、公益法人制度改革により、大きく変わることとなった非営利法人全体の制度体系の中で、特定非営利活動法人制度のあり方も課題となっております。

こうした状況の下、平成 17 年 11 月以降、国民生活審議会総合企画部会の下に設置された NPO 法人制度検討委員会では、新公益法人制度との関連も踏まえつつ、これまでの法施行上の課題等に関する検証を通じて、特定非営利活動法人制度の見直しの審議を進めてきました。今般、NPO 法人制度検討委員会では、これまでの議論の概要に関し、中間報告として「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」を取りまとめたところです。

今後、国民生活審議会総合企画部会及び NPO 法人制度検討委員会では、特定非営利活動法人制度のあり方に関する検討をさらに深め、平成 19 年夏頃を目途に、最終報告を取りまとめる予定です。つきましては、今後の議論の参考とするため、中間報告で整理された制度見直しの考え方に対するご意見や個別検討項目に対するご提案など、広く国民の皆様から募集させていただきます。

2 募集期間

平成 18 年 9 月 11 日（月）～平成 18 年 10 月 13 日（金）

3 資料内容及び資料入手方法

【資料内容】（委員会開催後、準備でき次第配布）

（1）中間報告「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」（概要）

（2）中間報告「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」（本文）

【資料入手方法】

（1）内閣府国民生活局ホームページ上

（2）内閣府国民生活局市民活動促進課にて配布

4 提出方法

電子メール、FAX 又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

【記入事項】

- (1) 氏名及び所属法人・団体名（提出者が法人・団体の場合には、名称）
- (2) 住所
- (3) メールアドレス、電話番号、FAX番号
提出者が法人・団体の場合には、担当者の所属部署・氏名をあわせて明記して下さい。
- (4) ご意見
提出される意見の様式は自由です。中間報告で整理された制度見直しの考え方や個別検討項目に直接関連する場合には、できる限り中間報告のどの部分に対するご意見・ご提案なのかを明示して下さい。

【宛先】

内閣府国民生活局市民活動促進課 宛

電子メールの場合：下記アドレスより送信可能です。

<http://www.iijnet.or.jp/cao/seikatsu/opinion-180911npo-pc.html>

（なお、上記記入事項のうち、(1) ~ (3) の事項については、ご意見ご感想欄に別途記載していただきますようお願い致します。）

FAXの場合 ： 03 - 3581 - 0641

郵送の場合 ： 〒100 - 8914 東京都千代田区永田町1 - 6 - 1

なお、電子メール、FAXでお送りいただく場合は、表題を「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」として頂きますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願い致します。

5 留意事項

- (1) 意見が1000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
電子メールで提出される場合には、文字数制限（全角 1000 文字以内）、使用文字制限（半角カナ、丸付数字、特殊文字は不可）があることを、予めご了承下さい。）
- (2) 提出されました意見は、個人を特定する情報（氏名、メールアドレス等）を除いた上で、NPO法人制度検討委員会における調査審議の際の参考とさせていただきます。
- (3) 意見に対する個別対応の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。